

〔備考〕

- 1 印は必修科目， 印は外国人留学生及び外国高等学校在学経験者(帰国生徒等)を対象とした授業科目を示す。

〔コース制〕

- 1 1年次後学期から、「マネジメントコース」、「会計コース」、「経営環境コース」、「国際コミュニケーションコース」及び「スポーツ&マネジメントコース」に分かれ、いずれか1コースを選択しなければならない。
- 2 コースの変更は原則として認められない。ただし、特別な理由によりコースの変更を希望する者は、各学期終了までに学部長に申請し、許可を得なければならない。

〔履修要件〕

- 1 1年次及び2年次は、原則として上位年次の授業科目は履修できない。
- 2 同一授業科目を重複して履修することはできない。
- 3 年間の履修単位数は、基本科目及び専攻科目をあわせて44単位を上限とし、半期の履修単位数は31単位を上限とする。ただし、資格教育課程(教職課程等)の科目は履修制限の枠外とする。
なお、前学期の成績優良者(教職関係科目を除き、前学期の修得科目全素点平均85点以上、または履修登録科目全素点80点以上の者)は、半期6単位、年間12単位まで履修単位数の制限を超えて履修登録することができる。この場合は、学期開始当初に学部長に申請しなければならない。
- 4 専攻科目の選択必修科目に別表のコース別指定科目が含まれる場合は、それらコース別指定科目を除いて所定の単位数を修得しなければならない。
- 5 専攻科目の選択科目については、別表「コース別指定科目表」でそれぞれのコースについて定められた科目の単位修得要件を満たした上で、所定の単位数を修得しなければならない。
- 6 経営学部認定科目については表1の科目群の中から、定められた手続きに従って認定される。認定単位については選択科目に算入することができる。

表1 〔経営学部認定科目〕

1年次			
授業科目	単位	授業科目	単位
英語(語学研修)	2	韓国語(語学研修)	2
スペイン語(語学研修)	2	中国語(語学研修)	2
ドイツ語(語学研修)	2	ロシア語(語学研修)	2
フランス語(語学研修)	2	異文化体験(前)	2

〔学外単位認定制度〕

学則第13条及び第13条の2に基づく次の単位は、本学における授業科目の履修とみなし、卒業要件単位に算入することができる。なお、横浜市内大学間の単位互換科目を履修する場合は、各セメスターの履修制限単位数に含める。ただし、2012年度以前の入学者については、この限りでない。

- 1 本学が主催または推薦する「海外語学研修制度」所定のプログラムを修了して認定された単位。
- 2 横浜市内大学間の単位互換により修得した他大学の提供科目等で、本学の授業科目として認定された単位。
- 3 文部科学大臣認定の技能審査及びこれに準じる知識及び技能に係る審査に合格した者で、本学における所定の手続きにより認定された単位。

〔進級要件〕(2年次から3年次)

- 2年次終了時まで、次の単位を含めて学則所定の「卒業要件単位数」のうち50単位以上を修得しなければならない。
- 1 基本科目から「FYS(基礎演習)」及び「基礎演習」を含む18単位。

〔卒業要件〕

- 4年以上在学し、次の学則所定の「卒業要件単位数」を修得しなければならない。

授業科目	基本科目			専攻科目			合計
	基礎科目	外国語科目	健康科学科目	必修科目	選択必修科目	選択科目	
単位数	8	8	2	20	28	58	124
	18			106			

〔コース別指定科目卒業要件〕(各コース共通)

区分	単位数	備考
A群	6	別表「コース別指定科目表」参照
B群	20	
計	26	

〔専攻科目卒業要件単位数〕

専攻科目の「卒業要件単位数」は以下のとおりである。

- 1 必修科目については20単位修得しなければならない。
- 2 選択必修科目については、定められた履修要件に従って28単位以上を修得しなければならない。
- 3 選択必修科目の「卒業要件単位数」を超える単位は、選択科目に算入することができる。
- 4 選択科目については、定められた履修要件に従って58単位以上を修得しなければならない。
- 5 (1)2009年度以前の入学者が、他学部・他学科開講の専修科目(横浜キャンパス)・専攻科目(理学部)の単位を修得した場合、12単位まで選択科目に算入することができる。ただし、本学部開講の授業科目と同一授業科目の履修は認められない。
(2)2010年度以降の入学者が、他学部・他学科開講の専修科目(横浜キャンパス)・理学部開講の単位を修得した場合、20単位まで選択科目に算入することができる。ただし、本学部開講の授業科目と同一授業科目の履修は認められない。